

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の表示の方法

- 乳幼児用玩具の必要な表示（子供PSCマーク・警告表示）は、製品の表面又は容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する。
- 製品の表面又は容器包装の表面の、いずれにも表示することが困難なものについては、附属する取扱説明書の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する。

## < 3歳未満向け玩具の表示の方法（技術基準省令別表第5） >

乳幼児用玩具の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（乳幼児用玩具の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。

※容器包装とは、製品を入れ、又は包むためだけに提供され、そこに対象年齢等を表示することについて製品との関連性が高いものをいう。  
他の製品を入れるためにも使用されるものであるマイバッグ、プレゼント用の包み紙、封筒等はその製品の容器包装に当たらない。

- それぞれの表示を必ずしも近接させる必要はなく、**製品本体に子供PSCマーク、容器包装に警告表示を表示することも可能。**
- 製品の購入前にも一般消費者が表示を確認できるようにすることが望ましく、**製品本体に表示する場合は、容器包装、売り場の商品の説明等にも重複して表示を行うなど、一般消費者に対する分かりやすい情報の発信を行うことが望ましい。**
- 店頭販売に限らず、インターネットを通じたオンライン取引、カタログ販売その他の**一般消費者が購入時に製品を直接手に取って確認できない方法で購入する場合についても、一般消費者が表示を確認できるようにすることが望ましい。**
- むいぐるみ等に縫い付けてあるタグは製品本体とみなし、ひも等で製品に附属させているタグは、製品に附属する取扱説明書とみなす。